

介護保険による介護（介護予防）サービス

介護保険の詳細については、別冊の「みんなで支える老後の安心 介護保険」
「介護保険サービス提供事業者一覧」をご覧ください。
(市役所本庁舎 1階 10A窓口 介護保険課で配布しています。
市のホームページからも閲覧・ダウンロード出来ます。)

介護保険によるサービス

対 象 介護保険要介護認定により要支援1・2、要介護1～5と認定された方

内 容 以下のサービスを1割（一定以上所得者は2割または3割）の負担で利用
できますが、要介護度によって利用できるサービスや利用上限額が異なります。
また、在宅でサービスを利用する場合は必ず居宅（または介護予防）サービス計画
（ケアプラン）の作成が必要です。詳しくは、事前に介護保険課またはお住いの地
域を管轄する地域包括支援センターへご相談ください。

居宅サービス

- 訪問・通所によるサービス
訪問介護（ホームヘルプサービス）※、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテ
ーション、通所介護（デイサービス）※、通所リハビリテーション（デイケア）、居
宅療養管理指導
- 短期入所系サービス（ショートステイ）短期入所生活介護、短期入所療養介護
- その他
特定施設入居者生活介護、福祉用具購入、福祉用具貸与、住宅改修

地域密着型サービス

- 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、
看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

施設サービス（要介護者のみ）

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム・原則要介護3以上の方）、
介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

※要支援認定で訪問型サービス（ホームヘルプサービス）と通所型サービス（デイ
サービス）を利用する場合は、次ページの介護予防・生活支援サービス事業をご覧
ください。

◆担当：介護保険課介護保険管理係 内線2121・2122・2123
各地域包括支援センター（16ページ参照）

介護保険による介護（介護予防）サービス

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、大きく2つの事業に分類されます。

①介護予防・生活支援サービス事業

対 象

- 要支援1・2と認定された方
- 基本チェックリストでサービス事業対象者と判定された方
※基本チェックリストとは、日常生活に必要な生活機能や心身の状況についての質問で25項目あります。

内 容

以下のサービスを利用する場合は、利用者負担があります。

- 家事援助や身体介護を行うサービス
- 運動などによる生活機能向上のためのサービス
※サービスを利用するには原則「サービス計画（ケアプラン）」を作成する必要があります。サービス計画とは、利用者が自立した日常生活を送るために必要な介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画書です。

②一般介護予防事業

対 象

65歳以上の方

内 容

介護予防と年齢に応じた健康づくりのために、正しい知識の普及や体操を実施しています。
体操教室などの詳細については、お住まいの地域包括支援センター（16ページ参照）へお問い合わせください。

◆担当：高齢者支援課包括支援係 内線2127
各地域包括支援センター（16ページ参照）